（減給）

第三条　減給は、一年以下の期間、その発令の日に受ける俸給の月額の五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

（人事院規則一三―五の一部改正）

第二十七条　人事院規則一三―五（職員からの苦情相談）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（人事院に対する苦情相談） **第二条**　職員は、人事院に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 一　（略） 二　法第六十条の二第一項の規定による採用に関する苦情相談 2　（略） （記録の作成等） **第六条**　職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を人事院に報告しなければならない。 **附　則** この規則は、公布の日から施行する。 （削る）	（人事院に対する苦情相談） **第二条**　職員は、人事院に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 一　（略） 二　法第八十一条の四又は第八十一条の五の規定に基づく採用に関する苦情相談 2　（略） （記録の作成等） **第六条**　職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事院に報告しなければならない。 **附　則** 1　この規則は、公布の日から施行する。 2　平成十三年三月三十一日までの間は、第二条第二号中「第八十一条の四又は第八十一条の五」とあるのは、「第八十一条の四」とする。

（人事院規則一四―七の一部改正）

第二十八条　人事院規則一四―七（政治的行為）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（適用の範囲） 1　法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含む全ての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。 2～8　（略）	（適用の範囲） 1　法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。 2～8　（略）